

生駒市行政改革大綱

後期 アクションプラン

平成22年度～平成23年度

平成22年4月

生 駒 市

アクションプランの位置づけ

- ◆ 「関西一魅力的な住宅都市」を実現し、地域の自立と発展の実現に向けて、各種の新たな施策を展開していくためには、旧来の行政システムを抜本的に見直し、新しい時代にふさわしい効率的で持続可能な行政システムの構築に取り組んでいくことが急務となっています。

このような認識の下、生駒市では、平成19年3月に「生駒市行政改革大綱」を策定し、「創意工夫のできる自律型自治体への変革」の実現に向けた取り組みを進めています。

この「アクションプラン」は、行政改革の基本方針を示した「生駒市行政改革大綱」を受けて、「なにを、いつまでに、どのようにするか」を具体的に明らかにするものです。

「生駒市行政改革大綱」で定めた3つの“基本理念”（協働・効率・自立）と“取組み方針”に沿って、改革目標を明確にした、個々の〈アクションプラン〉を設定し、その下に具体的な〈取組項目〉を掲げ、それぞれについて、達成目標を定めています。

さらに、改革の達成状況をより分かりやすい形で示すため、可能な限り数値目標を設定するとともに、担当部署を明確化しています。

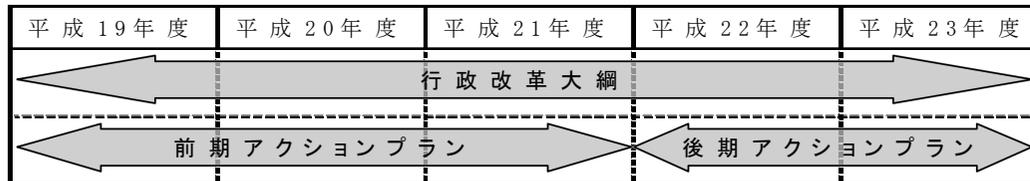
アクションプランの期間

- ◆ 行政改革大綱では、行政改革の推進期間を5年間としています。アクションプランについては、可能な限り速やかな取組みを推進し、柔軟な対応が可能となるよう、前期と後期に分かれています。

前期アクションプランについては、第1期の行政改革推進委員会（市民など外部委員による検討機関）の意見に基づき、社会環境の変化が著しい状況に合わせて、一定期間でいったん成果を把握する必要があることから、平成19年度から平成21年度までの3年間で取組を進めてきたところです。

その間の進捗や課題を踏まえて、平成22年度と平成23年度の2年間で取り組むべき項目を記載した後期アクションプランを策定したものです。

この後期アクションプランのそれぞれの取組項目には、これまで前期アクションプラン等により進めてきた取組の状況を併せて記載しています。



後期アクションプランの視点

- ◆ 後期アクションプランの策定に当たっては、前期アクションプランの基本的な枠組みを継承する中で、前期プランの進捗や状況の変化を踏まえ、前期プランにおいて取組が遅れている項目について現状を把握した上で、具体的な「取組項目」に必要な修正を加えるとともに、行政改革大綱の目的を効果的に達成するため、新たな視点での取組項目を追加しました。

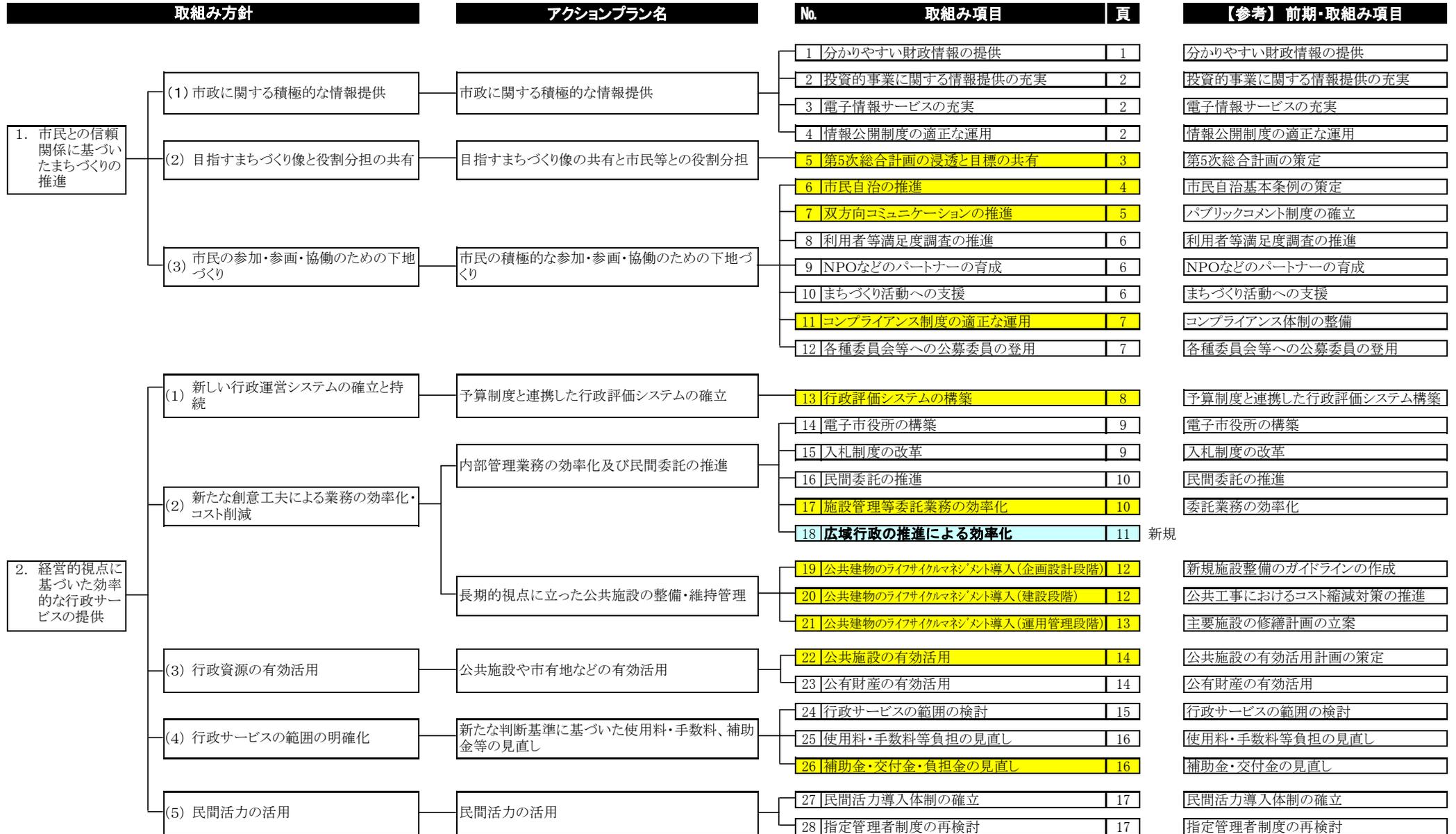
アクションプランの進行管理

- ◆ アクションプランについては、前期においても毎年度の取組状況の取りまとめと進捗評価を行ってきたところですが、後期アクションプランの進行管理に際しては、計画の実行度をさらに向上させるため、個々の取組項目についての実績とともに、数値目標等の達成度を分かりやすく明示し、目標に対する成果による管理を行います。

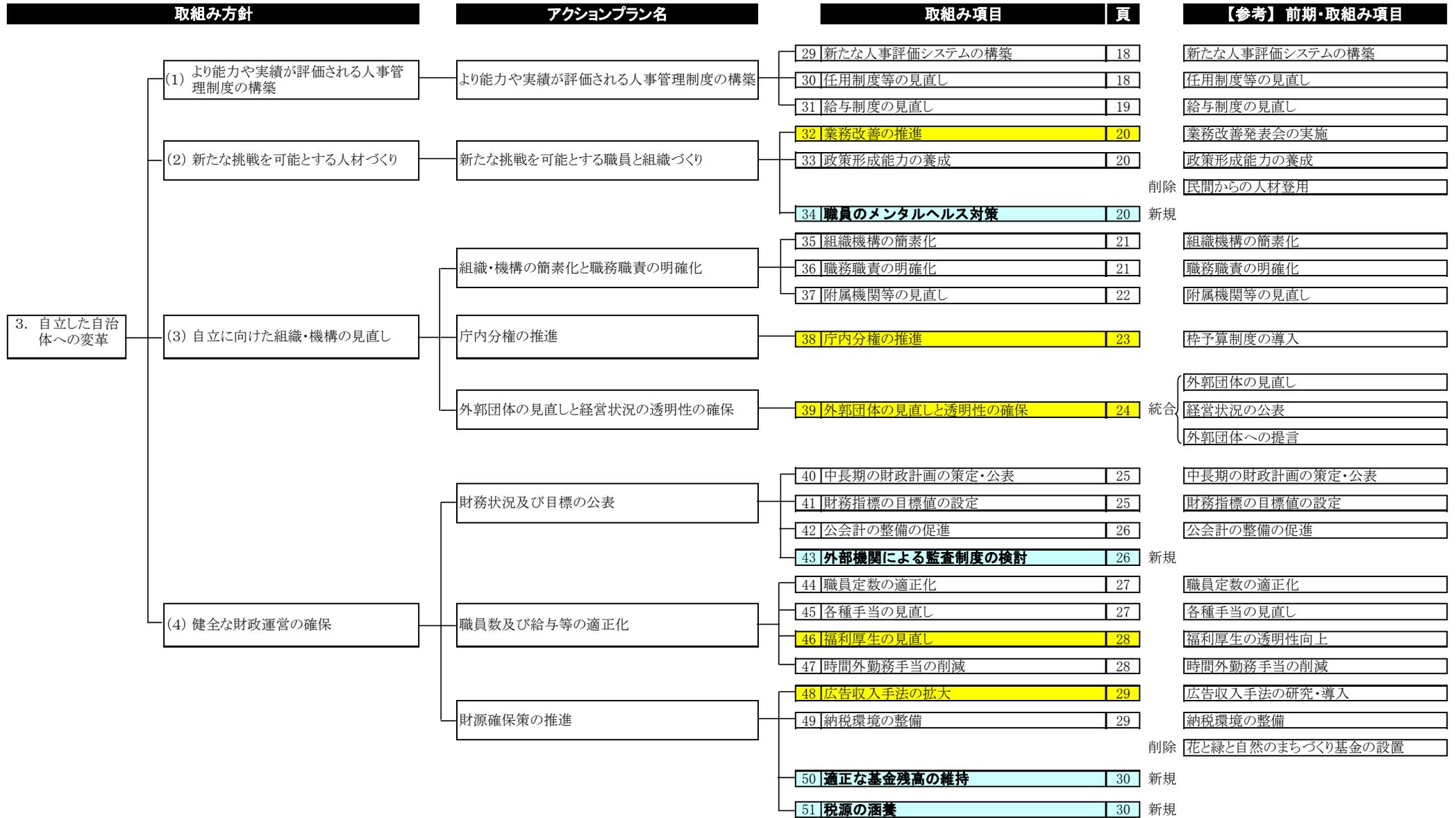
進行管理は、市長を本部長とする行政改革推進本部の全面的な主導により進めることとし、未達成の項目がある場合は、その要因と理由を明確にするとともに、担当部署の責任により改善策を提示することとします。

また、職員全体の行革に対する認識や共通理解を深め、確実なアクションプランの進捗を図るため、人事評価制度や行政目的達成制度の有効活用を進めるものとします。

後期アクションプラン体系図



後期アクションプラン体系図



1. 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進

(1) 市政に関する積極的な情報提供

アクションプラン名	市政に関する積極的な情報提供
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス張りの行政運営を目指し、様々な情報を分かりやすく的確かつ積極的に市民に提供する。 ・ 様々な情報を市民と行政で共有し、協働の基盤である市民との信頼関係を構築する。 ・ 財政見込みや目標の達成状況などを説明することで、市民が長期的視点に立って市の方向性を検討できる環境を整える。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の取組みや財政状況に対する職員の意識や市民の関心を高めるとともに、まちづくりの当事者として市の状況を正確に理解することが望まれる。 ・ 市民に対して分かりやすく情報提供することはもちろんのこと、興味を持てる方法で情報提供することが必要である。 ・ 市民との信頼関係を構築するため、広範な情報を提供することが必要である。 ・ 各部署によって情報提供に関する意識の差があり情報の質や量などに乖離が生じているため、一様の職員意識が求められる。 ・ 今後は、情報提供手法や範囲の拡大とともに、質の充実を図るため、市政に関する情報をさらに分かりやすく、要点を明確にして市民に伝える取組が必要である。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
(1)【分かりやすい財政情報の提供】 現在の財務状況や将来的な財政見込みを分かりやすく公表する <u>【前期総合評価】 A</u>	○「生駒市の事業と予算」（事業と予算に関する解説書）を発行（H18 年度予算から） ○中期財政計画・財政健全化計画をホームページで公表 ○予算編成過程での査定経過等の公表（H20 年度予算から） ○財政健全化法に基づく 4 つの健全化比率の公表 ー実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率 ○H20 年度決算の連結財務 4 表の公表	※引き続き見やすく理解しやすい情報を提供する ・財政計画等の公表 ・予算編成過程の更なる透明化 ・事業と予算の冊子のレイアウト、情報の見直し ・広報紙で厳しい財政状況を分かりやすく周知 ※土地購入の記録化・情報開示等の実施 ・庁内に土地選定委員会を設置し、事前調査と記録化を徹底 ・すべての購入土地の情報を開示	➡	市民や職員が財政状況を理解し、中長期的な視点に立って施策や事業のあり方について議論できる		財政課 【関係部署】 関係課

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(2)【投資的事業に関する情報提供の充実】</p> <p>施設整備などの重要案件については、費用対効果に加え、事業の効果やリスクなど、市民が比較検討できる情報を提供する</p> <p>【前期総合評価】 B</p>	<p>○実施計画（翌年度以降に実施する個別事業の計画）を公表。事業資料と事前評価資料を添付</p> <p>○予算編成過程での査定経過等の公表（H20年度予算から）</p> <p>○大規模事業についてのタウンミーティングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学研高山地区第2工区、生駒駅前北口第二地区再開発、新病院 <p>○「生駒市の事業と予算」で主要施策（上記3事業）の概要、経費等を周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資的事業の計画時に公表すべき項目の設定 ・実施計画の公表時に提供する情報の充実（投資的事業の目的、内容、規模、費用対効果のほかランニングコストなど） 	➡	市民が投資的案件的の詳細な情報を事前に把握している	投資額 1 億円以上の投資的実施計画案件の情報提供率 100%	企画政策課 【関係部署】 関係課
<p>(3)【電子情報サービスの充実】</p> <p>インターネット等を活用し、行政運営の透明性を高めるための情報提供を積極的に進めるとともに、電子申請や施設予約システムなどのサービスの拡充を図る</p> <p>【前期総合評価】 A</p>	<p>○ホームページの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CMS（掲載情報管理システム）による各課からの積極的な情報発信、情報提供 ・文字サイズや配色の配慮、文字読み上げ機能などアクセシビリティ（見やすさ）の向上 ・「生駒の魅力発見」「アンケートシステム」など内容・機能の充実 <p>○電子申請システムの利用拡大</p> <p>「申請・届出」がん検診、各種講座、職員採用試験の申込</p> <p>「施設予約」：中央公民館、北コミ、南コミ、花まちセンター、図書会館（東地区公民館）など</p> <p>[ホームページアクセス件数]</p> <p>H20年度 964,003 件 H19年度 815,690 件 H18年度 696,349 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システムの充実 <ul style="list-style-type: none"> ASP（ソフトのネットワーク利用）システムの導入による経費削減と携帯対応など機能の充実 体育施設など施設予約が可能な施設の拡充（インターネットが利用できない人に配慮し、他の媒体による情報提供やサービス手法を並行して検討する） ・引き続き情報セキュリティ対策を実施 	➡	市民が求める情報を容易に迅速に入手でき、またインターネットを活用して様々な市民サービスを利用できる	ホームページのアクセス件数 H20年度比 10%UP (23年度)	情報政策課 【関係部署】 関係課
<p>(4)【情報公開制度の適正な運用】</p> <p>市民への説明責任を果たし、公正で開かれた市政を推進するため、21年度に強化を図った情報公開制度の適正な運用を図る</p> <p>【前期総合評価】 A</p>	<p>○情報公開条例を充実改正、21年度から運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知る権利の明記」「請求権者の拡大（誰でも可能に）」「対象文書の拡大（電磁的記録も・決裁前でも）」「土地開発公社にも文書の開示義務」等 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正の趣旨を踏まえ、新制度の適切な運用を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等による電子請求について条件整備を行う 	行政文書が迅速かつ適切に公開される		総務課

1. 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進

(2) 目指すまちづくり像と役割分担の共有

アクションプラン名	目指すまちづくり像の共有と市民等との役割分担
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりを市民と協働して進めるために、市民との間で「目指すまちづくり像」を共有する。 その上で市の役割、市民やコミュニティ、NPOなどの役割についての合意形成を図る。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 第5次総合計画を作成し、目指すべき将来都市像として「市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒」を掲げた。 これを実現するため、まちづくりの目標のひとつとして「市民が主役となってつくる、参画と協働のまち」を掲げている。 市民との間で「目指すまちづくり像」を共有するために、施策の体系ごとに「目指す姿の指標」を設定し、目標に対する市民や行政などのそれぞれの役割を明示した。 今後、新総合計画が、目標に対する市民や行政などのそれぞれの役割を示し、どういう状態をめざしているのか、そのために誰が何をすべきかということを示すものであることを周知し、分かりやすい指標などに基づく市民に見えやすい進行管理を着実に実施していく必要がある。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成22年度	平成23年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(5)【第5次総合計画の浸透と目標の共有】</p> <p>市民や行政など多様な主体の協働の基盤となる共通指針として、第5次総合計画の市民への浸透を図り、目指すべき将来像や基本目標を共有する</p> <p>【前期総合評価】 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民会議、公募市民を含む総合計画審議会での審議、パブリックコメントを経て基本構想を議会へ上程（H21.6月議会） ○平成22年3月議会で第5次総合計画 基本構想が可決 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな総合計画によるまちづくりの目標の周知を徹底する（総合計画の冊子・概要版・ホームページ等） ・総合計画の進行管理を検証する「総合計画推進市民委員会」を設置する 	⇒	多様な主体がまちづくりにおける自らの役割を把握している		企画政策課

1. 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進

(3) 市民の参加・参画・協働のための下地づくり

アクションプラン名	市民の積極的な参加・参画・協働のための下地づくり
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> 市民と行政がお互いに役割を認識し、尊重しパートナーシップ関係を築き協働によってまちづくりを進める。 市政への市民参加の機会を拡大し、市民と対話をしながら政策形成や事業の進行管理を行っていく。 行政運営の透明性を高め、市民との信頼関係を構築すること、目指すまちづくり像と役割分担を共有することを第一目標とする。 行政が主として提供してきた公共的サービスについて、今後は様々な主体で支えていく必要があることを市民に理解してもらう。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりへの意識の高揚を図り、市民がまちづくりに興味を持ち、自らが当事者であるという意識を持てる仕組みが必要である。 行政の問題の指摘、問題の是非を論じるだけでなく、その解決策を市民サイドでも検討していく等、市民の意識改革も必要である。 地域コミュニティの根幹ともいえる自治会への加入率が横ばい傾向であり、「共助」の基本となる地域コミュニティの活性化が必要である。 まちづくりの目標として「市民主体のまちづくり」を掲げる第5次総合計画、市民・議会・行政の参画と協働を推進する自治基本条例（22年度から施行）を基軸として取組を進めることが求められる。 市民の参画・協働の手法を取り入れた事業の比率はまだ低く、また参画する市民も一部にとどまっていると考えられることから、自治基本条例の浸透を図ることが不可欠である。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成22年度	平成23年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(6) 【市民自治の推進】</p> <p>平成21年6月に制定された「生駒市自治基本条例」に則り、市民の市政への参画と、市民と市の役割分担に基づいた協働のまちづくりに取り組むための啓発と仕組みづくりを行う</p> <p>【前期総合評価】 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「市民自治検討委員会」における検討、市民自治説明会、パブリックコメントの実施を経て、生駒市自治基本条例を制定し、平成22年4月1日から施行 ○市民自治推進会議の設置 ○「市民とともに創る協働のまちづくりシンポジウム」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な周知・啓発により自治基本条例の浸透を図る ・自治基本条例の運用管理と市民自治の推進を図るために設置された「市民自治推進会議」を効果的に運営 ・参画と協働の活動や手続等の指針となる「市民参画条例」の策定に向け市民・行政のマッチングのルール等を検討する ・常設型の市民投票条例について、検討組織による制度検討を行い、制定を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治協議会（モデル地区）の設置検討（組織、運営方法、権限等） <p style="text-align: center;">➡</p>	市民が自治基本条例の理念を把握し、参画と協働に取り組んでいる		<p>市民活動推進課 企画政策課</p> <p>【関係部署】 関係課</p>

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(7)【双方向コミュニケーションの推進】</p> <p>市民参画・協働のまちづくりを推進するため、「タウンミーティング」「パブリックコメント制度」などを活用し、市民や事業者、市間の情報共有を促すとともに、様々な双方向性のコミュニケーションの推進を図る</p> <p>【前期総合評価】 A (パブリックコメント)</p>	<p>○タウンミーティング（市内地域別・特定テーマ別）を実施 [参加者数（H18～21 年度）] 総計 2,255 人 （H21 年度 414 人 H20 年度 833 人 H19 年度 501 人 H18 年度 507 人）</p> <p>○パブリックコメント手続条例を制定し、重要計画・条例等の意見聴取を実施 市の HP にアンケートシステムを構築し、意見提出の環境整備を実施 公表資料の貸出制度を実施 [実施案件数 10 件・意見提出総件数 320 件 ・意見提出者総数 167 人]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングのあり方を見直し、より効果的な手法で実施する ・パブリックコメント手続制度を適正に実施し、運用面での課題を検証・改善する ・「問い合わせメール」・「ききみみポスト（公共施設等に設置した意見箱）」・「書面の要望、陳情」について、処理過程を含めた記録を残す仕組みを確立し、市民への透明化を図る。 ・サレントジョリティ（声なき声）の把握手法を検討（無作為抽出による市民意見の把握方法等も含め検討） ・政策提案制度（市民の具体的政策提案を市が意思決定し公表）の実施手法の検討 ・行政出前講座を実施 市民（グループ）の要請により市職員が市政情報の説明に伺う 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策提案制度の導入 	<p>市民の意見が反映された制度や計画が立案される</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント 1 案件当たり平均意見等提出件数 H20・21 年度平均 比 30 % UP（22 年度） ・タウンミーティング 1 回当たり平均参加者数 H21 年度 比 30 % UP（22 年度） 	<p>市民活動推進課 企画政策課 広報広聴課 【関係部署】 関係課</p>

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(8)【利用者等満足度調査の推進】</p> <p>マーケティング手法を参考に、施設管理、サービス等に関する利用者の意向や満足度をアンケート調査し、市民の目線に立った事業改善を行う</p> <p>【前期総合評価】 D</p>	<p>○インターネットモニター制度（たけまるモニター）の導入</p> <p>パソコンや携帯電話の電子メールを活用したアンケート制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各施設、サービスなど市政各分野の満足度調査を、世代、地域等に配慮の上で実施し総合計画の進行管理指標としても活用 たけまるモニター制度の効果的な活用 	<p>（以後定期的な満足度調査を実施）</p>	<p>利用者の満足度の向上</p>		<p>企画政策課 【関係部署】 関係課</p>
<p>(9)【NPOなどのパートナーの育成】</p> <p>協働のパートナーとなるコミュニティや NPO、市民団体等の自主性・自立性を尊重しながら、積極的にパートナーの支援、育成を行い、市民協働事業の展開につなげる</p> <p>【前期総合評価】 A</p>	<p>○市民活動推進センターの開設・運営</p> <p>運営に NPO 等が参加する連絡調整懇話会を設置</p> <p>公益活動入門、組織開発講座の開催</p> <p>市民活動推進センター情報紙の発行</p> <p>NPO 法人設立の手續、実務講座の開催</p> <p>ボランティア交流広場の開催</p> <p>団塊の世代及び女性向けボランティア講座の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働の拠点施設として市民活動推進センターの充実を図る ボランティア、NPO、民間事業者、行政等による市民公益活動団体協議会を設立し、公益活動推進施策の協議、支援、促進を図る 		<p>コミュニティ、NPO 等が主体的に公共サービスを提供している(助け合っている)</p>	<p>市民等との協働・参画型事業数 累計 195 件 (23 年度まで)</p>	<p>市民活動推進課</p>
<p>(10)【まちづくり活動への支援】</p> <p>地域課題の解決に向けた市民団体の自主的な活動を支援するため、市内の公益活動を行う任意団体が企画提案する事業などに実施経費の助成を実施する</p> <p>【前期総合評価】 A</p>	<p>○まちづくり活動支援事業補助金の創設・交付</p> <p>市民公益活動団体が企画提案する事業へ助成を実施</p> <p>「市テーマ設定型協働事業」：市が設定するテーマに沿った事業への補助</p> <p>「市民公益活動団体提案協働事業」：団体が自由に提案する事業への補助</p> <p>外部の有識者を含めた審査機関の設置</p> <p>公開プレゼンテーションによる審査、成果発表会を実施</p> <p>[支援（助成）件数]</p> <p>H21 年度 4 件（22 年度分 1 件）</p> <p>H20 年度 6 件</p> <p>H19 年度 3 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きまちづくり活動支援事業を実施（22 年度で終了） 市民税 1% 支援制度（希望する市民が市民税の 1% について、NPO やボランティア団体を選び、市がその団体に補助金を交付する制度）の制度化 	<ul style="list-style-type: none"> 市民税 1% 支援制度の導入 	<p>市民活動団体がまちづくりの主体として機能している</p>	<p>まちづくり活動団体への支援数 累計 20 件 (23 年度まで)</p>	<p>市民活動推進課</p>

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(11) 【コンプライアンス制度の適正な運用】</p> <p>公正で透明性の高い市政運営を図るため、要望等の記録制度の構築等により、コンプライアンス（法令遵守）の体制を確立する</p> <p>【前期総合評価】 A</p>	<p>○生駒市法令遵守推進条例を制定し、H19 年 11 月から施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望等の記録制度の創設 ・公益目的通報制度（内部通報制度）の創設 ・第三者機関「法令遵守委員会」の設置 <p>[要望等の記録件数]</p> <p>H21 年度（～12 月）126 件 H20 年度 158 件 H19 年度（11 月～）135 件</p> <p>○不当要求・クレーマー対応マニュアルの作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要望等の記録・公表制度の徹底を図るための職員研修等の実施 ・公職者からの要望等については全部記録 	⇒	市民に開かれた公正な職務の執行がなされている		監査委員事務局
<p>(12) 【各種委員会等への公募委員の登用】</p> <p>重要施策等の決定に際して設置される各種委員会、協議会等に公募委員の登用を積極的に進める</p> <p>【前期総合評価】 A</p>	<p>○H18 年度から公募委員を積極的に登用</p> <p>H18 年度以降 27 の審議会等で公募委員を登用（審議を終えたものを含む）</p> <p>行政改革推進委員会・情報公開個人情報保護運営審議会・学校給食検討委員会・緑の市民委員会・男女共同参画審議会・総合計画審議会・市民自治推進会議・環境基本計画策定委員会等</p> <p>○「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針」を策定</p> <p>公募委員の登用を原則化し、「附属機関等の委員の公募に関する基準」を策定</p> <p>公募委員の比率の目標値として、その審議会等の委員数の 20%以上と設定</p> <p>○自治基本条例において原則として公募委員を加えることを規定</p> <p>[公募委員の状況（H21.11 月現在）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の総数 57 うち公募委員のある審議会等 14（24.6%） ・公募を行っている審議会等の委員数 132 人 うち公募委員数 32 人（約 24.2%） 	<p>公募委員の積極的な登用を継続</p>	⇒	重要施策等の決定過程への市民参画が図られている	<ul style="list-style-type: none"> ・公募を行っている審議会等の割合 30% ・公募を行っている審議会等における公募委員の割合 25% 以上 	企画政策課 【関係部署】 関係課

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

(1) 新しい行政運営システムの確立と持続

アクションプラン名	予算制度と連携した行政評価システムの確立
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> 限られた行政資源を効果的・効率的に活用し、自律改革を維持する確固たる基盤を確立するため、全ての事務事業について恒常的にPDCAサイクルによる評価を行い、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させる。 行政評価の結果を市民に公表し、透明性を確保する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 現在導入している行政評価制度の対象が実施計画事業のみであるため、実施計画外の事業についても業績や成果を把握する仕組みが必要である。 職員の負荷が増大しないよう配慮して行政評価システムを拡充する必要がある。 事務事業については、H18年度には市内での総点検、H19年度には行政改革推進委員会での全事業の棚卸しを実施し、予算編成等において改善結果が個別に反映されているが、評価の主体・対象・手法・公表等のシステム化が求められる。 政策・施策レベルの評価は、第5次総合計画の進行管理として把握する必要がある。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成22年度	平成23年度	達成目標	数値目標	担当部署
(13) 【行政評価システムの構築】 市の目指すべき方向である政策目的がどの程度達成されているかを評価する「施策評価」と政策目的の実現手段である個々の事業の有効性、効率性等を評価する「事務事業評価」の制度を構築・実施するとともに、政策の立案・実施・評価の内容、目標の達成状況を分かりやすく公表する 【前期総合評価】 C	<ul style="list-style-type: none"> ○H18年度に市内で事務事業の総点検を実施 ○H19年度に行政改革推進委員会「事務事業点検・評価部会」で全事務事業の棚卸しを実施し、予算編成に反映 ○第5次総合計画の基本計画において、進行管理（施策評価）の前提となる数値化された指標を設定 	[施策評価] <ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関として「総合計画推進市民委員会」を設置し、新総合計画（基本計画）を構成する51の基本施策について検証する [事務事業評価] <ul style="list-style-type: none"> ・検討組織を設置し制度設計の精査を行う ・事業別のフルコスト（事業費+人件費）を踏まえた評価システムを構築する 	⇒	施策評価と事務事業評価を完全稼働し、評価結果を分かりやすく公表する	毎年度、全事務事業の10%以上の改善	企画政策課 【関係部署】 財政課

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

(2) 新たな創意工夫による業務の効率化・コスト削減

アクションプラン名	内部管理業務の効率化及び民間委託の推進
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の事務手続きや各部署内の日常業務について、簡略化、省力化を進め、意思決定のスピードアップを図る。 ・民間企業やNPOなどに委託できる業務については、積極的に委託を図る。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事務手続きの効率化など、既存制度の変更を容易とする環境を整える必要がある。 ・民間企業やNPOに委託できる仕事とできない仕事の区別ができておらず、委託可能な事業の洗い出しが必要である。平成19年度に実施した行政改革推進委員会による事務事業の棚卸しの結果等を踏まえた取組が求められる。 ・民間委託の判断基準の核となる人件費を見込んだコスト把握ができていないため、事業ごとに人件費を把握しコスト比較を容易にする必要がある。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成22年度	平成23年度	達成目標	数値目標	担当部署
(14) 【電子市役所の構築】 行政の効率化・迅速化・質的向上を図るため、「統合文書管理システム」や「電子決裁システム」などの導入を検討する <u>【前期総合評価】 C</u>	○勤務情報システム（出退勤・休日勤務等）の導入・運用 ○公有財産管理のシステム化	（統合文書管理システム・電子決裁システムについては、開発費用対効果の観点から導入の是非を判断する）		業務効率の向上を図る		情報政策課 【関係部署】 職員課 総務課
(15) 【入札制度の改革】 入札における透明性、競争性の一層の向上及び工物品質の確保を図るため、入札制度の改革を実施する <u>【前期総合評価】 A</u>	○事後審査型条件付一般競争入札（郵便入札）の原則化 ○入札監視委員会の設置 ○総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）の試行 ○工事発注見通しの一括公表 ○談合に対する違約金の適用範囲の拡大 ○合併入札（同一現場・時期に行う複数の建設工事の一括入札）の試行 ○指名停止措置の厳格化 ○電子入札の導入・順次案件の拡大（市内土木工事A級・建築一式工事特A～C級・舗装工事A級・造園工事・建設コンサルタントA～C級）	・透明性・競争性の高い入札・契約制度の構築と工物品質の確保に引き続き取り組み ・プロポーザル方式による契約のガイドラインを策定 ・土地鑑定発注・契約ルール確立と徹底 ・市と水道局の入札・検査事務を一本化	・建設工事等に関する全ての競争入札に電子入札を適用	入札における透明性・競争性及び工物品質の確保	電子入札の実施率100%（23年度）	契約検査課 【関係部署】 企画政策課

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ○気象データを用いた変動型最低制限価格制度の導入 ○随意契約ガイドラインの策定 随意契約に関する発注見通しや契約概要の公表 ○物品・業務委託契約の競争入札に関する発注見通しや契約概要の公表 [落札率の推移] H17 年度(改革前) 94.79%→H20 年度 79.06% 					
<p>(16) 【民間委託の推進】</p> <p>直営で実施した場合と委託した場合のコスト比較を行い、委託の可能性を検証する 【前期総合評価】 C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○H19 年度に行政改革推進委員会「事務事業点検・評価部会」で全事務事業の棚卸しを実施し、予算編成に反映 ○生駒山麓公園ふれあいセンターの管理を包括的に民間委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスの範囲を位置付ける基準を検討 (No24) するとともに、個別事業のうち特に課題があるものについて再検証 (事業棚卸し) を実施 ・個別事業の委託化を順次実施 (公用車管理業務等) 	⇒	民間委託によりコストを削減する	新たな民間委託件数 5 件 (2 ヶ年)	企画政策課 【関係部署】 全課
<p>(17) 【施設管理等委託業務の効率化】</p> <p>類似施設の管理業務を一括発注することを検討するとともに、長期継続契約の活用により、コストの削減を図る 【前期総合評価】 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を H19.4 月から施行 ○市庁舎、南・北コミュニティセンター、中央公民館等の施設管理業務 (10 業務) について 3 年の長期継続契約で入札を執行 ○中央公民館など各社会教育施設の音響操作等業務について 3 年の長期継続契約で一括入札を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・直営施設への指定管理者制度導入の検討 (No28) を踏まえて一括発注することが可能でコスト削減になるものを抽出 ・各施設の定期点検業務を一括発注 	<ul style="list-style-type: none"> ・一括発注の実施 ・清掃センター、衛生処理場で長期包括運営委託を導入 	一括発注によりコストを削減する		施設整備課 【関係部署】 企画政策課 関係課

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(18) 【広域行政の推進による効率化】</p> <p>近隣市町等との連携・協力により、体制の簡素化と効率的な業務執行を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一部事務組合・広域連合による事務の共同処理 奈良県市町村総合事務組合・奈良広域水質検査センター組合・奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合・奈良県後期高齢者医療広域連合 ○隣接する市町村等との間で消防相互応援協定や災害相互応援協定を締結 ○奈良県と県内市町村による奈良電子自治体共同運営システム（申請・届出、イベント申込、施設予約等）の運営 ○北和都市連合協議会（奈良・大和郡山市・天理市）による消防、観光等での協力 ○生駒山系の利用促進と自然環境保全のため生駒山系広域利用促進協議会に加入 ○竜田川の水質改善のため竜田川流域生活排水対策推進会議を組織（平群・斑鳩町） ○H21年4月に設立された奈良県消防広域化協議会に加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年度を目途とした消防広域化による奈良県下1消防本部体制に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体、国その他の機関との広域的な連携・交流を促進 ・公平委員会について、他都市との共同設置、県への事務委託等を検討 	<p>事務処理の効率性・事業効果の向上を図る</p>		<p>消防本部総務課 総務課 【関係部署】 関係課</p>

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

(2) 新たな創意工夫による業務の効率化・コスト削減

アクションプラン名	長期的視点に立った公共施設の整備・維持管理
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の改修、機能更新需要の増大を踏まえ、主要施設について施設の修繕計画を立てるとともに、修繕計画を一括管理し、修繕費用の平準化を図る。また、計画的な修繕と適正な維持管理により、公共施設の安全性を確保する。 公共建物のライフサイクル(企画設計・建設・運用管理・解体再利用)に係る生涯コストを踏まえ、設計・施工時に VE (機能・品質を確保しつつ、投資コストを削減するための改善提案) を実施するなど、持続可能な施設整備を行う。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 年度ごとに予算の範囲内で修繕を進めているため、計画的な修繕ができていない。 施設ごとの修繕計画が不十分であり、将来の修繕経費を把握することが困難である。必要な予算額を確保するためにも修繕計画をたて施設管理をする必要がある。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
(19)【公共建物のライフサイクルマネジメント導入 (企画設計段階)】 ライフサイクルコストと建物の効用を踏まえた事業計画をもって事業の実施を判断する仕組みを構築する <u>【前期総合評価】 C</u>	○費用対効果を推し量る上で、重要な基礎となるライフサイクルコストを踏まえ、事業計画を立案するための設計 VE ガイドラインを作成	・計画・設計から管理までの各段階における最適化を踏まえて検討・調整	・施設整備ガイドライン (建物の管理計画) の策定	ライフサイクルコストを踏まえて事業実施を判断する仕組みを構築する		施設整備課 【関係部署】 関係課
(20) 【公共建物のライフサイクルマネジメント導入 (建設段階)】 より効率的・効果的な社会資本整備を進めるため、公共工事のプロセスをコストの観点から検証し、総合的なコスト削減を目指す <u>【前期総合評価】 C</u>	○コスト削減について先進団体等の調査・研究の実施	・ライフサイクルコストを踏まえたガイドラインの検討 民間技術力の活用 (適切な発注ロットの設定・工事施工の平準化) 契約後 VE の検討 (民間技術力の活用)	⇒	公共工事に関するコストを削減する	H23 年度の工事請負費 (5 千万円以上の案件) をコスト削減策の実施の有無により比較した削減率 3%	施設整備課 【関係部署】 契約検査課 関係課

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(21) 【公共建物のライフサイクルマネジメント導入（運用管理段階）】</p> <p>公共建物ストックの長寿命化と有効活用（増築・建替・コンバージョン等）</p> <p>既存ストックの効率的修繕による安全確保等を図る 特に、一定床面積以上、且つ、1981 年以前(旧耐震基準)の公共施設を中心に修繕計画を立案する</p> <p>【前期総合評価】 C</p>	<p>○公共建築の中長期修繕マネジメントマニュアルの作成</p> <p>○修繕周期表の作成</p> <p>○市営住宅の計画立案</p> <p>○法定（定期）点検及び旧耐震建物リスト表作成</p>	<p>・旧耐震基準施設のリスタアップ化</p> <p>・公営住宅等長寿命化計画（案）の作成</p>	<p>・順次、長期修繕計画の立案</p> <p>施設の施設台帳、保全台帳等について、データベース化の実施</p>	<p>計画的な修繕により、長期的な施設の維持管理コストを削減する</p>	<p>修繕計画立案件数年間 1 件(23 年度)</p>	<p>施設整備課</p> <p>【関係部署】 関係課</p>

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

(3) 行政資源の有効活用

アクションプラン名	公共施設や市有地などの有効活用
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> 類似した機能や目的を持つ公共施設の整理統合を行うとともに、施設のリニューアルを進め、きれいで使い勝手の良い公共施設を確保する。 未利用地及び必要性の低い公共施設の売却・貸し付け等により、歳入を確保する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 市民の問い合わせ等に即答できるよう、公共施設利用実態の一括管理を行う必要がある。 今後、全ての公共施設を維持・更新することは財政的に厳しくなることが想定されるため、既存施設を有効に活用する方法を検討する必要がある。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(22) 【公共施設の有効活用】</p> <p>既存公共施設の効率的、効果的な運営を図るため施設の利用状況、他の施設との統合、共用の可能性、施設の存続の適否等について、総合的、横断的な観点からの検討を行い、公共施設の有効活用を進める</p> <p>【前期総合評価】 D</p>	<p>○社会教育施設の使用料見直しの中で利用状況、維持管理経費等を検証の上、使用時間区分の見直しを実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の利用状況等について実態調査及び分析の実施（指定管理者制度の再検討（No28）との連携を図る） 施設設備の維持管理・修繕等の状況のほか、目的外使用や広域的活用の是非も勘案し有効活用方策の検討完了 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の整理統合など、公共施設の有効活用を実施 	<p>長期的な視点に立った施設の有効活用を図る</p>	<p>各施設の稼働率 [有効活用方策の検討に合わせて設定]</p>	<p>企画政策課 【関係部署】 関係課</p>
<p>(23) 【公有財産の有効活用】</p> <p>将来において行政目的を持つ見込みのない未利用地等の公有財産について、売却、貸付等を含めた適正管理と有効利用を実現する</p> <p>【前期総合評価】 B</p>	<p>○H19年度に行政改革推進委員会「未利用財産活用検討部会」で遊休土地等の利活用の方法を個別に検証</p> <p>○庁内に未利用地検討委員会を設置</p> <p>○売却可能物件の入札・インターネットオークションを順次実施</p> <p>[売却実績（H21.2月現在）] 入札等実施物件 4 件・売却件数 3 件（西白庭台宅地）</p> <p>※物品についても実施：公用車 7 台・不要什器等 21 件を売却</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き未利用地の売却のほか、その他の有効活用を順次実施する <p>[※東生駒会社寮跡地（土地開発公社所有）について、プロポーザル（企画提案型）の公募により売却先を選定]</p>		<p>未利用地等を有効に活用する</p>	<p>行政改革推進委員会から「一般への売却処分」の提言があった未利用地の売却割合 50% (23年度)</p>	<p>企画政策課 【関係部署】 関係課</p>

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

(4) 行政サービスの範囲の明確化

アクションプラン名	新たな判断基準に基づいた使用料・手数料、補助金等の見直し
改革の目標	・行政サービスの範囲を明確にし、公明正大な受益者負担とする。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの範囲が明確に定められていないため、市民ニーズに応え、民間企業が提供することができるサービスも行政サービスとして提供してしまっている。行政しか提供できないサービスの範囲を認識する必要がある。 社会教育施設（コミュニティセンター、公民館など）と体育施設については、維持管理経費を基礎とした使用料等の見直しがなされたが、他の施設については、事業別のフルコストを踏まえた適切な受益者負担額の検討に至っていない。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
(24) 【行政サービスの範囲の検討】 市民参画のもと、公共性やサービスの受益者の特性などを考慮して、行政サービスの範囲を位置づける基準を明確にする。 <u>【前期総合評価】 C</u>	○H19 年度に行政改革推進委員会「事務事業点検・評価部会」で全事務事業の棚卸しを実施し、既存事業の必要性や適切な実施主体について検証 ○ハートフルプラン委員会の提言に基づく見直しの実施 ○同和施策見直し検討委員会の提言に基づく見直しの実施 ○市場化テストを既に実施している先進地等の調査・研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの範囲を位置付ける基準を検討するとともに、個別事業のうち特に課題があるものについて再検証（事業棚卸し）を実施（民間委託の推進（No16）との連携を図る） 民間活力導入の体制検討（No27）において市場化テストの導入の是非、適用のあり方を明確化する 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し内容をH23 年度予算に反映 	行政サービスの範囲の基準を明らかにし、既存行政サービスを総点検する		企画政策課

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(25) 【使用料・手数料等負担の見直し】</p> <p>使用料・手数料及び負担金等については、受益と負担及び事務事業の性格、市民ニーズ等を考慮しながら、減免制度を含めて見直しを行う</p> <p>【前期総合評価】 B</p>	<p>○予算要求時に使用料・手数料等の現況調査を実施</p> <p>○水道料金、下水道使用料、保育所・幼稚園の保育料、給食材料費等の見直しを実施</p> <p>○「社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会」から施設使用料の減免見直しを提言</p> <p>○「社会教育施設使用料等見直し検討委員会」から使用料等の見直しを提言</p> <p>○社会教育施設等の使用料に関する条例を改正 ・社会教育施設・体育施設の使用料等を改正</p> <p>○社会教育施設等使用料の減免を原則廃止 ・社会教育団体や福祉団体等への減免を廃止</p>	<p>・使用料、手数料等の負担額算定方法の明確化・個別検証（既見直し分等を除く）等を行う</p> <p>・使用料改定に係る関連条例案を議会へ上程</p> <p>・ごみ収集の有料化について外部委員による審議機関で検討、導入計画の策定</p>	<p>・使用料等の改定の実施</p> <p>・ごみ収集の有料化についての周知・啓発</p>	フルコストを考慮して、使用料・手数料、減免制度を見直す		<p>財政課</p> <p>【関係部署】 関係課</p>
<p>(26) 【補助金・交付金・負担金の見直し】</p> <p>行政改革推進委員会の提言により H20.10 月に策定した「補助金制度に関する指針」に則り、3 年ごとのサイクルに沿った個別補助金の見直しを行うとともに、併せて各種団体、協議会等への負担金の支出を検証する</p> <p>【前期総合評価】 A</p>	<p>○行政改革推進委員会「補助金等適正化検討部会」から補助金交付の統一的な基準を提言</p> <p>○H18 年度の行政改革推進委員会の提言（個別補助金の検証）を順次予算に反映</p> <p>[補助金の見直し実績]</p> <p>H21 年度 25 件（5,501 万 3 千円）</p> <p>H20 年度 22 件（4,368 万 4 千円）</p> <p>H19 年度 24 件（4,139 万 7 千円）</p> <p>○補助金制度に関する指針（補助金交付基準）を策定</p> <p>○H21 年 4 月から補助金交付規則を施行</p>	<p>・3 年ごとの見直しサイクルに則り、個別補助金・負担金等の検証を行う</p>	<p>・見直し内容を H23 年度予算に反映</p>	補助金等の検証サイクルを確立し、見直しを進める	経常的な補助金・負担金予算 H21 年度比 5% の削減（23 年度）	<p>財政課</p>

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

(5) 民間活力の活用

アクションプラン名	民間活力の活用
改革の目標	・指定管理者制度、PFIの導入など、積極的に民間企業や団体の活用を試みる。
現状と課題	・民間活力の導入を検討できる体制が整っていないため、導入可能性調査も難しい状況にある。今後、様々な分野での規制緩和が行われることを考慮すると、早急に体制を整えることが必要である。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(27) 【民間活力導入体制の確立】</p> <p>新規事業立案時、既存施設の再生計画立案時に、PFIをはじめ、公設民営、地方独立行政法人の活用など、多様な手法の可能性を検討するための環境を整備する</p> <p>【前期総合評価】 D</p>	<p>○H19 年度に行政改革推進委員会「事務事業点検・評価部会」で全事務事業の棚卸しを実施し、予算編成に反映</p>	<p>・行政サービスの範囲を位置付ける基準の検討（No24）と連動して、民間活力の導入体制を検討・整備する</p> <p>指定管理・PFI・市場化テストなどの導入の是非、適用のあり方を検討</p>		平成 23 年度までに、各手法を導入できる体制を整える		企画政策課
<p>(28) 【指定管理者制度の再検討】</p> <p>公募による指定管理者の選定、指定管理対象施設の拡大など指定管理者制度のさらなる活用を図る。</p> <p>【前期総合評価】 A</p>	<p>○生駒駅南・北地下自動車駐車場に公募による民間企業の指定管理者を選定</p> <p>○ふれあい振興財団管理施設で公募による民間指定管理者を導入 生駒山麓公園・金鷲の杜倭苑等</p> <p>○新施設の井出山屋内温水プール等において公募で独立採算制による民間指定管理者を選定</p> <p>○体育施設で公募による民間指定管理者を選定 [指定管理者の公募実施状況] H18.4 月（制度導入時）：なし（指定管理導入施設 46 施設中） H21.12 月現在：指定管理導入施設 44 施設中 30 施設（68.2%）</p>	<p>・H23 年度からの次期指定管理期間に、公募実施施設を拡大 介護老人保健施設、福祉センター、自転車駐車場等</p> <p>・直営の社会教育施設（中央公民館等）への民間指定管理者の導入検討を完了</p> <p>・指定管理施設の運営状況について、第三者を含んだモニタリングと評価を導入</p>	<p>・直営の社会教育施設の指定管理者を公募・選定</p>	指定管理者は原則として公募で選定する	公募実施率 80 %（指定管理者の再指定時）	企画政策課 【関係部署】 関係課

3. 自立した自治体への変革

(1) より能力や実績が評価される人事管理制度の構築

アクションプラン名	より能力や実績が評価される人事管理制度の構築
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の蓄積した経験や知識を含めて、職責・能力・業績について公正で透明性の高い評価を行い、より能力や実績を重視した管理制度とする。 ・ 質の高い行政サービスを提供するため、職員の意欲を高め、職員が持てる能力を最大限に発揮できるよう、経験年数や年齢を考慮した人事管理制度から、能力や実績が処遇や給与等に反映される人事管理制度へ移行する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立した財政運営のためには、年功序列による人事管理制度を継続することは難しい状況にある。また、現行の異動、昇任、研修等の人事管理について制度の見直しが必要である。 ・ 評価制度の運用に当たっては、職員の行政改革への取組と成果を評価対象とするなど、アクションプランとの連動の視点も求められる。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
(29) 【新たな人事評価システムの構築】 職員の職責に応じ、能力や実績を評価する制度に見直す <u>【前期総合評価】 B</u>	○人事評価制度研修を実施（H19.9月） ○管理職への人事評価制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成度評価（業績評価）と職務行動評価（能力評価） ・ 1次試行（H19.11～H20.2） 2次試行（H20.7～H21.2） ・ 本実施：H21.4～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職対象の評価結果（目標達成度評価）をH22.6月の勤勉手当に反映 ・ 管理職の評価対象にアクションプランの取組姿勢と成果を加える ・ 一般職員への制度拡大について検討・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職対象の評価結果（職務行動評価）を給与改定、登用等に活用 	職員の意欲と能力の向上につながる評価制度を実現する		職員課
(30) 【任用制度等の見直し】 能力と意欲のある職員の抜擢など、柔軟な任用制度を検討する。免職、降任、降格について明確な基準、手続きの整備を図る <u>【前期総合評価】 C</u>	○任期付職員採用のための条例制定 ○中途採用職員（4人）・任期付職員（1人）を民間から採用 ○人材育成基本方針を策定し、管理職・一般職への研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価制度の実施状況等を踏まえ、任用制度の見直し ・ 再任用制度（職員）の積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな任用制度の運用開始 	能力と意欲のある職員を登用する		職員課

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(31) 【給与制度の見直し】</p> <p>人事評価システムと連動し、業績等が給与や手当に反映される給与制度に見直すとともに、人件費の総額管理の観点も踏まえ、給料水準の見直しを図る</p> <p>また、常勤特別職（市長・副市長・教育長）の給与、行政委員会の委員報酬についても見直しを行う</p> <p><u>【前期総合評価】</u> C</p>	<p>○行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」において定員適正化、給与体系等のあり方を検討・提言 [ラスパイレス指数の推移]（国家公務員を100とした場合の地方公務員の給与水準） H21：100.0 H20：100.3 H19：98.9 H18：97.7</p> <p>○行政改革推進委員会「行政委員会報酬等検討部会」において行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会）の委員報酬と常勤特別職、議員の報酬等のあり方を検討・提言</p>	<p>・「職員数の適正化及び給与等検討部会」の提言を踏まえ、以下の事項を調整・関連条例案の上程 昇給幅の抑制（4号→3号）又は一定率の給料カット 給料表の8級制から7級制への移行 初任給の見直し（国と同水準の設定）</p> <p>・行政委員会の委員報酬を月額制から日額制に移行</p>	<p>・管理職対象の人事評価結果（職務行動評価）を給与改定、登用等に活用</p> <p>・常勤特別職の給料を10%削減</p>	平成23年度から人事評価結果を給与等に反映する	ラスパイレス指数100以下（22年度以降）	職員課 企画政策課 【関係部署】 関係課

3. 自立した自治体への変革

(2) 新たな挑戦を可能とする人材づくり

アクションプラン名	新たな挑戦を可能とする職員と組織づくり
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・よりよい行政サービスを提供するために、各職員が日常業務の遂行にとどまることなく習慣的に改善に取り組めるような、職員の意識改革・体質改善を図る。 ・職員一人ひとりの能力や意識を高め、創意工夫できる職員づくりを目指すとともに、前例踏襲にとらわれず、新たな取組みに積極的に挑戦する組織をつくる。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも職員の能力を高めるための多種多様な研修を行っているが、研修の成果を確認することが困難である。 ・本市に限らず、自治体は継続的かつ定型的なサービスも多く、サービスに対する創意工夫や改善が生まれにくい場合がある。創意工夫や改善を生み出す仕組みを確立する必要がある。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
(32) 【業務改善の推進】 職員提案・業務改善運動を実施し、創意工夫を産み出す風土づくりを進める 【前期総合評価】 B	○職員提案制度の再構築 [提案件数の推移] H21 年度 21 件 H20 年度 24 件 H19 年度 22 件 H18 年度 60 件 ○事務改善事例の募集・事務改善発表会の開催	・職員提案制度について、より実効性の高い制度への抜本的な見直しを図る	⇒	改善に積極的に取り組む組織風土を醸成する	職員提案の事業化実現数 年間 3 件以上	企画政策課
(33) 【政策形成能力の養成】 中堅職員を対象に市の政策課題に関する先進事例の研究などにより、政策提案等を行う 【前期総合評価】 A	○政策形成課題研修の実施 ・受講者数 (3 班編制) H19 年度：15 人 H20 年度：12 人 H21 年度：15 人 ・導入研修後、グループ毎に自主研究を実施 ・成果発表会を開催	・政策形成課題研修を引き続き実施する	⇒	政策形成能力や創造性を高め、組織の活性化を図る		職員課
(34) 【職員のメンタルヘルス対策】 社会環境の変化によるストレスを軽減し、職員の心の健康を保つことにより、意欲の向上と職場の活性化を図る	○中堅職員等に対してメンタルヘルス研修を実施 ○産業医によるカウンセリングの実施	・ストレスをコントロールし自己管理能力を高めるための研修等など、予防対策の充実を図る	⇒	職員の心の健康を保持し公務能率を向上する		職員課

3. 自立した自治体への変革

(3) 自立に向けた組織・機構の見直し

アクションプラン名	組織・機構の簡素化と職務職責の明確化
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内各部門の役割と責任を明確にするとともに、意思決定のスピードアップと迅速で弾力的な組織運営を行うため組織の階層構造を簡素化し、目的志向型の組織に再編する。 ・ 組織・機構の簡素化に合わせて、管理職の職務職責を明確にし、効果的かつ効率的な組織運営を行える環境を整備する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでも組織・機構の見直しにより、行政需要の多様化、高度化に対応してきた。(H6年度：12部54課133係→H18年度：12部61課160係) ・ 定員適正化計画による職員数の減（H17年：1004人→H21年：907人）に加えて更なる定数見直しを実施するため、より少ない人数で既存の行政サービスを維持向上することができる組織・機構に移行する必要がある。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成22年度	平成23年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(35) 【組織機構の簡素化】</p> <p>目的志向型の組織、階層構造の簡素化を目指して組織の再編を行う。また、それに伴った事務分掌の見直しを行う</p> <p>【前期総合評価】 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○政策立案能力の向上、迅速な事務執行、重点施策の推進体制の充実等をめざし、行政組織条例の改正案を議会提案するも否決 ○現行条例内で組織改正を実施→2課減 <p>[組織の状況]</p> <p>H18.4.1：12部61課160係 → H21.4.1：12部59課149係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織の再編、事務分掌見直しを実施（市民意見を踏まえた分かりやすく、機能的・効率的な組織） ・グループ制等の導入による効率的な事務処理体制を検討 ・トップマネジメントを補佐する機関として行政企画会議の機能充実 		機能的で効率性の高い組織を構築する	「部」で1部、「課」で5課の減少（23年度まで）	企画政策課 【関係部署】 職員課
<p>(36) 【職務職責の明確化】</p> <p>組織機構の簡素化及び各部門への権限移譲に合わせて職務職責を見直し、組織の命令指揮系統の明確化を図る。また、業務執行に関する権限移譲を進め、現場での即時解決力を高める</p> <p>【前期総合評価】 C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○幹部職員である部長一人ひとりが、担当分野を責任を持って遂行するための「部の仕事目標（部長マニフェスト）」を導入し、責任の明確化と業務目標の共有化を図る ○部の仕事目標をホームページ等で公表 ○先進都市や類似団体の状況調査等を行い、機構改革との整合を図りながら権限委譲を実施するため「事務専決規程(決裁事項)」を見直し 支出負担行為等について、部長以下の決裁権限額を順次拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き業務執行に関する管理職の決裁権限の移譲の実施 課長補佐（施設長）への権限移譲 ・管理職の職務職責の見直しの実施 ・「部の仕事目標」に行政改革の目標を明確に位置付ける 		職員の職務職責を明確にし、人事評価制度等との連携を図る		企画政策課 【関係部署】 職員課

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(37) 【附属機関等の見直し】</p> <p>条例等に基づく附属機関及び各種委員会等の整理統合や運営の改善に継続的に取り組む</p> <p>【前期総合評価】 B</p>	<p>○審議会等の開催状況等へのアクセスを容易にするため、市のホームページに「附属機関等の情報の統一ページ」を開設</p> <p>○庁内の検討組織において附属機関等の現況調査と課題の抽出を実施し、「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針」、公開・公募・報酬等の基準を策定</p> <p>市議会議員の原則不選任、公募の促進、重複選任の制限、会議の原則公開、報酬・謝礼の適正化</p> <p>○報酬改正条例（委員の属性に応じた報酬額の設定）については議会提案するも否決</p> <p>○自治基本条例の制定を受け、取扱指針を改正し、公募委員選任時の地域、国籍等への配慮を規定</p> <p>[附属機関等の整理統合の状況]</p> <p>H19.4月（見直し前）：61（附属機関 33・準附属機関 28）</p> <p>→ H21.12月：56（附属機関 32・準附属機関 24）</p> <p>※廃止・統合：10件</p>	<p>・行政改革推進本部において、3年ごとのサイクルに基づく全附属機関等の見直し</p> <p>・附属機関の委員報酬の水準（一律で月額14,000円の定額）を見直し</p>		<p>附属機関等が効率的に設置され、効果的に運営されている</p>		<p>企画政策課</p> <p>【関係部署】</p> <p>関係課</p>

3. 自立した自治体への変革

(3) 自立に向けた組織・機構の見直し

アクションプラン名	庁内分権の推進
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案機能の強化と弾力的な事業執行を可能とする体制を整えるため、各部門を1つの経営体として自立した運営が行えるよう、予算編成、執行権、人事権などの一部を各部門へ移譲する。 ・各部門における意思決定過程の透明性を確保し、説明責任を果たすことのできる体制を整える。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各部あるいは各課における裁量の範囲が限られるため、重要事業の実施が滞ったり、市民への対応に時間を要したりする場合があります。 ・権限の移譲にあたっては、段階的に権限の移譲を進め、各部門のマネジメント力を育成する必要がある。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
(38) 【庁内分権の推進】 事業への予算配分権限及び職員配置に関する人事権の一部を各部門へ移譲する 【前期総合評価】 B	○H21 年度予算から「枠配分予算」を導入義務的経費（人件費・扶助費・公債費）を除いた一般行政経費の経常分	<ul style="list-style-type: none"> ・枠配分予算の適正な運用に向けた見直し ・予算執行における各部の権限拡充 ・財政担当による予算執行、流用等の合議範囲の見直し ・部長への一部人事権の移譲（一定職以下の職員配置、部内応援体制等）について検討 		各部局への権限移譲により迅速で効率的な行政運営を行う		財政課 企画政策課 職員課

3. 自立した自治体への変革

(3) 自立に向けた組織・機構の見直し

アクションプラン名	外郭団体の見直しと経営状況の透明性の確保
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革推進委員会「外郭団体のあり方検討部会」の提言を踏まえ、主要出資団体の整理や自主性・自立性の強化を図るほか、業務内容や経営状況などについて、市民にわかりやすく説明し、健全で透明性の高い運営を目指す。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 市の外郭団体を活用する方針が不明確な状況も見られることから、市の主導による方針の明確化と、各団体には、その方針の下で経営努力と責任が求められる。 市が所管する公社等外郭団体の事業内容や経営状況が十分に公表できていない。 外郭団体を所管する部署による監査は行われているが、更に客観的な評価のシステムが必要である。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
(39) 【外郭団体の見直しと透明性の確保】 出資比率 25%以上又は一定の人的・財政的関与を行っている団体を対象に、市の活用方針を明確化した上で、業務内容を再整理するとともに、団体の事業内容、経営状況、公的支援状況などについて、市民にわかりやすく公表する 【前期総合評価】 C (見直し・透明性)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政改革推進委員会「外郭団体のあり方検討部会」において団体の自主性・自立性強化の方策等を検討・提言 ○(財)生駒市ふれあい振興財団の解散 (H22.3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各外郭団体が指定管理者である施設について、公募により管理者を選定 ・介護老人保健施設(メディカルセンター)、福祉センター(社会福祉協議会)、自転車駐車場(シルバー人材センター)等 ・社会福祉協議会のデイサービスセンター関連事業からの撤退 ・外郭団体の状況を分かりやすく公表するホームページを設置 ・市において、第三者による定期的な評価の仕組みを構築 ・市の出資比率が低く必要性が薄い団体について、出資等の引き揚げを開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社の解散 ・外郭団体への職員派遣の見直し 	外郭団体の見直しを継続的に実施し、運営状況を公表する	外郭団体の運営情報公表割合 100% (22年度)	企画政策課 【関係部署】 関係課

3. 自立した自治体への変革

(4) 健全な財政運営の確保

アクションプラン名	財務状況及び目標の公表
改革の目標	・健全な財政運営を確保するため、中長期的な財政状況について推計するとともに、庁内外にわかりやすく説明し、市民や職員が中長期的な視点で本市の将来を理解し、考えることのできる環境を整える。
現状と課題	・中期の財政見通しの作成は毎年行っているが、市民や職員が財政状況を踏まえて本市の将来について議論できるまでには至っていないため、理解を深める環境整備が必要である。 ・これまでは市の経営目標を十分に説明できていなかったため、市民や職員に対して経営目標を提示することが必要である。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署									
(40) 【中長期の財政計画の策定・公表】 高齢化等による税収減のリスク、社会保障関連経費や公共施設の維持管理費の増加リスクなどを踏まえた中長期の財政見通しを推計し、持続可能な財政計画を策定する <u>【前期総合評価】 A</u>	○今後 5 ヶ年の経常収支の見通しと政策的経費に充当可能な一般財源を明らかにするため、中期財政計画を策定・公表し、ローリング方式により毎年度改訂を実施	・引き続き最新の状況を踏まえた財政計画を策定・公表する		将来的リスクを加味した財政計画を判断材料として、健全な財政運営を継続している		財政課									
(41) 【財務指標の目標値の設定】 市の経営目標として、市債残高や経常収支比率等の財務指標の改善目標値を設定する <u>【前期総合評価】 C</u>	○中期財政計画において、実態に即した試算を実施 ○地方債の繰上償還を行うため財政健全化計画を策定・公表 [経常収支比率・市債残高の状況] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標数値</th> <th>直近の数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収支比率</td> <td>91.6% (21年度)</td> <td>96.4% (20年度)</td> </tr> <tr> <td>市債残高(全会計・水道除く)</td> <td>420.3億円 (21年度)</td> <td>388億円(20年度) ※普通会計： 269.9億円</td> </tr> </tbody> </table> ※前期アクションプランの目標値：経常収支比率は未達成、市債残高は達成	項目	目標数値	直近の数値	経常収支比率	91.6% (21年度)	96.4% (20年度)	市債残高(全会計・水道除く)	420.3億円 (21年度)	388億円(20年度) ※普通会計： 269.9億円	・予算執行計画の検討	・経営目標の達成度の評価・総括	職員が経営目標を共有し、健全な財政運営を継続している	・市債残高(普通会計)：中期財政計画数値 236億円以下(23年度) ・経常収支比率：中期財政計画数値 95.6%以下(23年度)	財政課
項目	目標数値	直近の数値													
経常収支比率	91.6% (21年度)	96.4% (20年度)													
市債残高(全会計・水道除く)	420.3億円 (21年度)	388億円(20年度) ※普通会計： 269.9億円													

※普通会計：自治体間での財政比較などのため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。生駒市では、概ね一般会計・公共施設整備基金特別会計・生駒駅前市街地再開発事業特別会計を合わせたもの。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
<p>(42) 【公会計の整備の促進】</p> <p>企業会計的な要素を取り入れた財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）について、市単体及び関連団体等も含む連結ベースでの整備と情報の開示に取り組む</p> <p>【前期総合評価】 B</p>	<p>○職員の公会計理解のための研修参加、監査委員による研修の実施</p> <p>○普通会計ベースの新たな財務 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の整備・公表（20 年度決算）</p> <p>○連結ベースの財務 4 表を整備・公表（21 年度中）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き市単体及び連結ベースでの財務 4 表の作成・公表を行う 公有財産台帳の整備・整理を行い、道路等のインフラ資産について、再調達価額により適正に計上する 		資産・債務の適正な管理と情報の開示が行われている		財政課
<p>(43) 【外部機関による監査制度の検討】</p> <p>従来 of 監査制度に加え、外部の専門家による監査機能の導入を検討し、監査機能の強化を通じた公正の確保と透明性の向上を図る</p>	<p>○自治基本条例において、「必要に応じて外部機関その他第三者による監査」の実施を規定</p> <p>※外部監査制度：平成 9 年の地方自治法の改正により創設された制度。地方公共団体と契約を締結した公認会計士、弁護士などの外部の専門家が地方公共団体の財務に関する事務執行などについて監査を行い、その結果を報告するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関による監査の体制、手法、費用対効果等について検討（個別外部監査による住民監査請求への対応等も含めて検討） 現行監査機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関による監査のための環境を整備 	監査機能の専門性・独立性を一層充実させる		企画政策課 【関係部署】 監査委員事務局

3. 自立した自治体への変革

(4) 健全な財政運営の確保

アクションプラン名	職員数及び給与等の適正化
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」の提言を踏まえ、職員数の適正化を図るとともに、諸手当等を含む給与を適正化し、健全で持続可能な財政運営を目指す。 現行の「定員適正化計画」の目標達成を受け、新たな定員目標を設定・実現する。 職員の給与については、給与水準を見直し、職員の能力や実績を重視した体系づくりを推進する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の見直しや官民の役割分担の見直し、民間活力の導入などを踏まえ、新たな定員目標の達成に向けて取組む必要がある。 各種手当等については、時代の流れ、他団体との比較、行革推進の見地などから一定の基準に基づき、一部廃止も含め、見直しを行う必要がある。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署				
(44) 【職員定数の適正化】 行政の守備範囲、各部署の業務量を勘案した事務の統廃合を進め、組織編制、職員配置、民間委託などの対応により、増員を抑制し、定員の適正化を図る <u>【前期総合評価】 A</u>	○前期アクションプランに基づき、「定員適正化計画」を策定・実施 ○職員総数の計画的な抑制を図りながら、職員の年齢構成の平準化も踏まえ、必要最小限の職員採用を実施 ○行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」において職員数、給与等の適正化を検討・提言 [職員数の状況] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>目標数値</th> <th>直近の数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>906 人 (22 年度)</td> <td>907 人 (21 年度) [883 人 (22 年度見込)]</td> </tr> </tbody> </table> ※前期アクションプランの目標値を達成	目標数値	直近の数値	906 人 (22 年度)	907 人 (21 年度) [883 人 (22 年度見込)]	・平成 26 年 4 月当初までに正規職員 100 人以上の削減（平成 21 年 4 月比）		類似団体の中で職員数の少ない自治体の上位（上位 5 市の平均）を目指す	職員数 840 人以下(24.4.1) [26 年度に 800 人以下]	職員課
目標数値	直近の数値									
906 人 (22 年度)	907 人 (21 年度) [883 人 (22 年度見込)]									
(45) 【各種手当の見直し】 各種手当に関して、社会経済情勢、他団体・民間の動向、行革推進の見地などから見直しを行う <u>【前期総合評価】 A</u>	○特殊勤務手当を 12 種類 24 手当から 8 種類 14 手当へ削減（H19.4 月） △15,000 千円/年 廃止：乗務手当、用地等交渉手当、年末年始勤務手当、変則勤務手当 ○管理職手当を定率制から定額制へ変更（H19.4 月） △6,000 千円/年	・特殊勤務手当の見直し 廃止：賦課徴収手当、訪問指導手当、技術管理手当 支給基準の見直し：環境衛生手当		支出の妥当性、他団体等との均衡を考慮した手当とする	各種手当（退職手当を除く）を 20 年度比で年間 1,600 万円削減	職員課				

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
	○行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」において職員数、給与等の適正化を検討・提言	支出理由の明確化：保育手当 ・退職手当の見直し 早期勸奨退職制度の導入（対象者の拡充等） ・住居手当の見直し 持家分は廃止、賃借分は年齢制限及び上限額の引き下げ ・職員出張旅費の日当を見直し				
(46)【福利厚生の見直し】 職員の福利厚生制度については、市民に対して透明性を確保するとともに、社会経済情勢、他団体・民間の動向、行革推進の見地などから見直しを行う <u>【前期総合評価】 B</u>	○職員互助会補助金の見直し 補助金の積算基準を明確化 一部の給付事業（永年慰労給付）を補助対象から除外	・職員互助会補助金を廃止 ・効率性や公費負担の妥当性を踏まえ福利厚生制度のあり方を見直し		費用負担の公平性の確保と市民の理解を得られる福利厚生制度とする		職員課
(47)【時間外勤務手当の削減】 能率の低下や職員の健康障害の発生を防止するとともに、人件費の抑制を目指し、時間外勤務の縮減を図る <u>【前期総合評価】 B</u>	○毎週水曜日のノー残業デーの徹底を図る ○各所属毎に時間外勤務時間の上限値を設定し通知・指導する ○職員の時間外勤務時間が月 45 時間超の場合の事前承認制度及び週休日勤務振替制度の徹底	・時間外勤務命令の運用指針の策定 ・週休日勤務命令の振替期間を前 4 週後 8 週に拡大		時間外勤務手当総額を削減する	20 年度比で年間 3,100 万円削減	職員課

3. 自立した自治体への変革

(4) 健全な財政運営の確保

アクションプラン名	財源確保策の推進
改革の目標	<ul style="list-style-type: none"> 市民の税負担の公平性と自主財源の確保を図るため、市税を納めやすい環境を整えるとともに、収納部門の体制を強化し、歳入の確保を図る。 広告収入など新たな財源確保策を導入し、歳入の確保を図る。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税を中心とした市税収入は平成 10 年度以降、減少傾向にある。徴収率の向上策を含め、減少している項目についてはその課題を検証する必要がある。 個人市民税を納税する市民の高齢化によって、将来的に個人市民税収入が大幅に減少することが予想される。 厳しい経済状況において新たな財源を確保するためには、既成概念にとらわれない新たな取組みや工夫が不可欠である。

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署
(48) 【広告収入手法の拡大】 平成 20 年度に導入したホームページ、広報紙、コミュニティバスに加え、広告収入を得るための媒体を検討し、順次導入する <u>【前期総合評価】 A</u>	○市内の中堅職員によるプロジェクトチームを設置し、広告収入の確保方策を検討 ○広告掲載要綱・広告掲載基準の策定 ○広告収入手法の導入 <ul style="list-style-type: none"> 暮らしのガイド（無料作成） 広報いこま・ホームページ・コミュニティバス 公共施設内の動画モニター広告 	<ul style="list-style-type: none"> 広告掲載媒体を順次拡大 	⇒	広告収入による歳入を確保する	広告実質収入額年間 400 万円以上	企画政策課 【関係部署】 関係課
(49) 【納税環境の整備】 経済状況の変化による納税環境の悪化を踏まえつつ、口座振替割合を高め、納税忘れを防ぐとともに、多様な納付方法の導入について検討を行う。併せて滞納対策の強化を図る <u>【前期総合評価】 C</u>	○H19 年度からコンビニエンスストア収納の範囲を拡充 <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税・都市計画税当初課税 市民税・県民税当初課税 国民健康保険税当初課税 督促状でのコンビニエンスストア収納を実施 ○口座振替の啓発を進め、口座振替割合を向上 [市税徴収率の状況] H20 年度 89.74% H19 年度 89.65% H18 年度 88.30% [口座振替率の状況] H20 年度 35.6% H19 年度 34.7% H18 年度 33.4%	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替の推進 納期内納付の促進 費用対効果を踏まえた新たな納付方法の検討を実施 市税滞納対策の充実 	⇒	税の徴収率悪化を抑制するとともに、滞納対策の強化を図る	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替率: H20 年度実績以上 (23 年度) 市税徴収率: H20 年度実績以上 (23 年度) 	収税課

【取組項目】/内容	これまでの取組・状況	平成 22 年度	平成 23 年度	達成目標	数値目標	担当部署																																								
<p>(50) 【適正な基金残高の維持】</p> <p>特定目的のための基金とは別に、緊急的な支出や急激な歳入の落ち込みに対応するための財政調整基金について、長期的視野に立って一定額の維持を図る</p>	<p>○三位一体改革による国庫補助金の削減や地方交付税の見直しの影響等により、H16 年度に 25 年ぶりに財政調整基金を取崩し（2 億円）</p> <p>○H17～H19 年度の取崩しはなし。H20 年度 3 億円取崩し</p> <p>[積立基金の状況（億円）]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金名</th> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>20.09</td> <td>20.16</td> <td>17.24</td> </tr> <tr> <td>減債基金</td> <td>15.92</td> <td>4.03</td> <td>10.42</td> </tr> <tr> <td>職員退職給与基金</td> <td>19.97</td> <td>16.08</td> <td>9.33</td> </tr> <tr> <td>公共施設整備基金</td> <td>16.73</td> <td>8.71</td> <td>8.51</td> </tr> <tr> <td>北部地域整備促進基金</td> <td>26.43</td> <td>26.52</td> <td>26.63</td> </tr> <tr> <td>生駒駅前市街地再開発促進基金</td> <td>28.10</td> <td>27.60</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>生駒駅前北口第二地区再開発基金</td> <td></td> <td></td> <td>11.03</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.64</td> <td>8.99</td> <td>9.45</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>134.88</td> <td>112.09</td> <td>92.61</td> </tr> </tbody> </table>	基金名	H18 年度	H19 年度	H20 年度	財政調整基金	20.09	20.16	17.24	減債基金	15.92	4.03	10.42	職員退職給与基金	19.97	16.08	9.33	公共施設整備基金	16.73	8.71	8.51	北部地域整備促進基金	26.43	26.52	26.63	生駒駅前市街地再開発促進基金	28.10	27.60	0.00	生駒駅前北口第二地区再開発基金			11.03	その他	7.64	8.99	9.45	計	134.88	112.09	92.61	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点から財政調整基金の計画的な積立を行う ・その他特定目的基金については、目的、機能、設置経緯などを踏まえて整理統合を検討する ・運用基金（土地開発基金）は廃止する 	引き続き財政調整基金の計画的な積立を行う	基金に依存しない収支均衡型の財務体質を確立する	<p>財政調整基金の残高：標準財政規模の 10%（23 年度）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※標準財政規模：地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量（規模）</p> <p>※H20 年度決算ベースで算定した場合の目標値：標準財政規模 21,154,615 千円×10%=2,115,462 千円</p> </div>	財政課
基金名	H18 年度	H19 年度	H20 年度																																											
財政調整基金	20.09	20.16	17.24																																											
減債基金	15.92	4.03	10.42																																											
職員退職給与基金	19.97	16.08	9.33																																											
公共施設整備基金	16.73	8.71	8.51																																											
北部地域整備促進基金	26.43	26.52	26.63																																											
生駒駅前市街地再開発促進基金	28.10	27.60	0.00																																											
生駒駅前北口第二地区再開発基金			11.03																																											
その他	7.64	8.99	9.45																																											
計	134.88	112.09	92.61																																											
<p>(51) 【税源の涵養】</p> <p>安定的な税収の確保を図るため、民間投資を促す仕組みづくりなどによる産業振興策を推進するほか、子育てしやすいまちづくりに向けた施策を展開し、若い世代の定住人口を拡大するなど、持続的な発展を目指した施策を推進する</p>	<p>○子育て施策</p> <p>私立保育園 3 園の開設、一時保育、病後児保育、休日保育、土曜日保育の延長、全学童保育での延長保育、学童保育施設の新設・分割整備、幼稚園 3 歳児の全員受入、幼稚園預かり保育、小学 1 年生 30 人学級など</p> <p>○産業振興策</p> <p>（企業誘致施策）</p> <p>庁内の企業誘致立案プロジェクトで、企業への支援策、基盤整備、規制緩和、推進体制等を検討</p> <p>企業誘致促進補助金の新設</p> <p>関係機関による戦略会議の設置</p> <p>企業立地のための融資制度の充実</p> <p>（中小企業等振興策）</p> <p>中小企業への小口融資制度の運用</p> <p>中小企業（商店街）振興事業への補助など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て施策の実施 民間幼稚園 1 園の開設、民間保育所 1 園の開設に向けた準備、小学校少人数学級拡大の検討完了 ・企業誘致施策の推進 進出企業への各種助成等、ワンストップ窓口の設置、誘致施策の PR、道路整備などを検討・実施 ・中小企業等の振興 中小企業の経営安定化、既存商店街、地場産業等の活性化を継続実施 	➡	都市の魅力を高め、安定した税収確保の基盤を整備する	<p>H24.4.1 時点の 25 歳～39 歳人口が H21.4.1 時点（23,981 人）を上回る</p>	産業振興課 こども課 教育総務課 【関係部署】 関係課																																								

